



緊急連絡用メールアドレスを開設しました

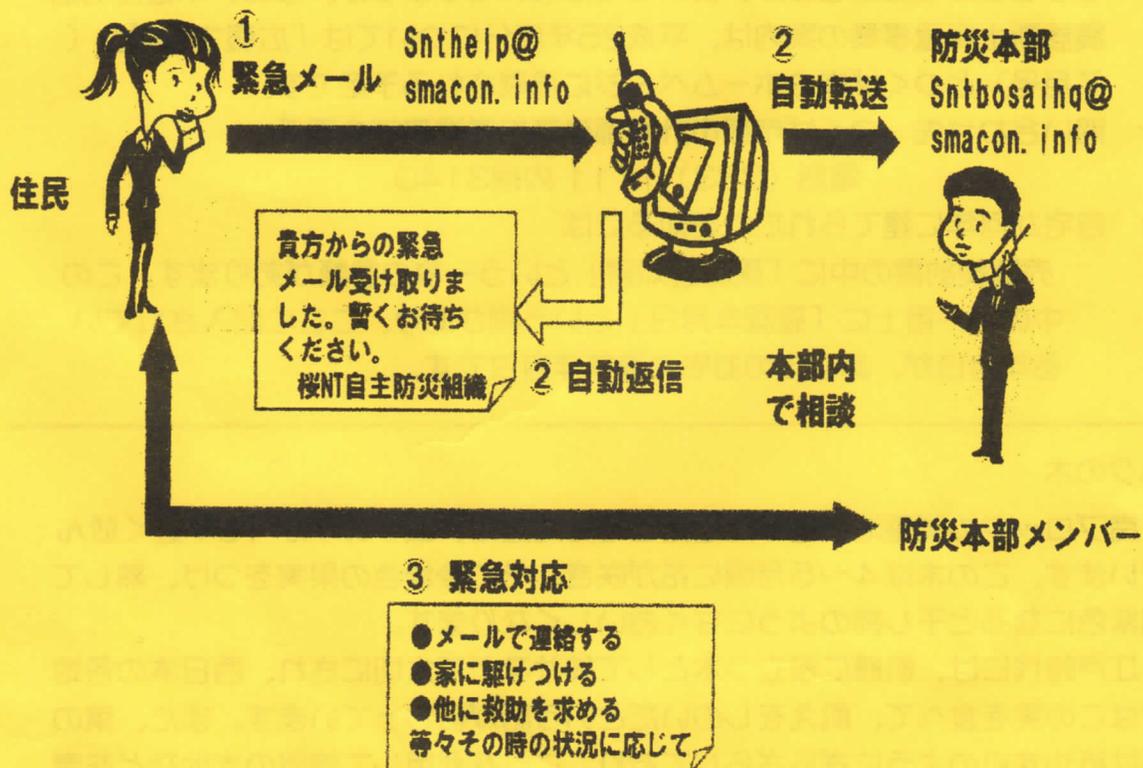
この防災だより6号といっしょにお手元に届けた『桜ニュータウン自主防災組織地域防災マップ』の裏面に「桜ニュータウン自主防災組織（本部）への緊急連絡用メールアドレス」が載せてあります。

このメールシステムは、原則として、災害発生時に住民から災害対策本部に、「助けてほしい」など被害を受けて助けを必要とするときの連絡用に作られたもので、119番や110番で対応可能な内容のことは対象としません。

受信した緊急メールは、本部の役員全員に届けられ、内容を確認したらメール送信者に連絡のうえ必要な措置を行います。対応できることには限界があることもご理解くださることをお願いします。また、緊急メール以外の連絡方法についても、今後検討していく予定です。

なお、このメールシステムは、桜ニュータウンの住民であれば誰でも使え、事前に登録しておく必要はありませんが、あらかじめご自分の携帯電話に snthelp@smacon.info を入力し、いざという時に備えて、すぐ使えるようにわかりやすい表示にセットしておくことをお勧めします。

緊急連絡用メール伝達の流れ

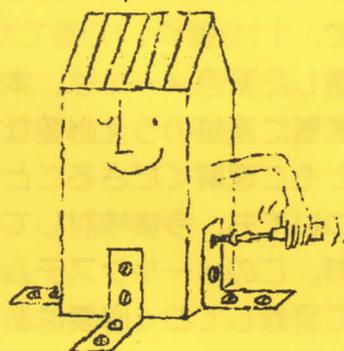


● 家庭での地震対策 (5) 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅は耐震診断をうけましょう

東日本大震災を経験して、わが家は大地震のとき大丈夫か、気になっている方もいらっしゃるかと思います。

昭和56年に建築物の新しい耐震基準が強化され、それにもない木造住宅の耐震基準も大幅に強化されました。昭和56年以前に建てられた木造住宅の中には壁の量やバランスに問題があったり、柱と土台の接合部が弱い、基礎部分に鉄筋が入っていないなど、地震時の耐力不足による建物の倒壊で人命にかかわる被害を受ける可能性があり、住宅の補強の必要なものが少なくありません。

このため、建物の補強など耐震化にあたっては、専門的知識と経験のある技術者により、住宅の診断と耐震性能を正しく評価してもらう必要があります。つくば市には木造住宅の耐震診断を行う「耐震診断士」を無料（先着45棟）で派遣してくれる「木造住宅耐震診断士派遣事業」という制度があります。



- ★ この制度を利用するには、例年3月中旬に行われる「耐震相談会」で相談することから始めるのが、良いのではないのでしょうか。なお、木造住宅耐震診断士派遣事業の案内は、平成25年度分については「広報つくば」（7月号）とつくば市のホームページに掲載される予定です。
- ★ 問い合わせ先 つくば市都市計画部建築指導課建築企画係
電話（883）1111 内線3140
- ★ 自宅が何年に建てられたかを知るには
売買契約書の中に「確認通知書」という一枚の書類があります。この中の、一番上に「確認年月日」という欄があり、ここに記入されている年月日が、あなたのお宅の建築年月日です。

ムクの木

南ブロックの調整池に面した道路とその周辺に、ムクの木が10本近く並んでいます。この木は4～5月頃に花が咲き、その後緑色の果実をつけ、熟して黒紫色になると干し柿のように甘くおいしくなります。

江戸時代には、飢饉に役立つ木として神社などで大切にされ、西日本の各地ではこの実を食べて、飢えをしのいだという話が伝わっています。また、葉の裏は紙やすりのようにざらざらしており、これを利用して漆器の木地などを磨くのに使われるなど、古くから生活に密着した木です。